

# 山梨県公報

第千二百八十二号

平成十四年

四月二十二日

月 曜 日

## 目次

告示

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………二二九

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………二二九

公告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………二二九

正 誤……………二二九

平成十四年三月二十九日付け号外第二十二号中……………一三〇

## 告示

### 山梨県告示第百八十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十四年四月二十二日

山梨県知事 天 野 建

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間   |
|-------|---------|---|
| 県道    | 山梨市停車場線 | 山梨市大字上神内川字桑塚二二三〇番の二地先から山梨市大字上神内川字桑塚四七番の一四地先まで                             |
| 県道    | 万力小屋敷線  | 山梨市大字上神内川字下川原一五二六番の一〇地先から山梨市大字上神内川字一丁田一二二一番の二地先から山梨市大字上神内川字一丁田一二二一番の二地先まで |
| 県道    | 市之蔵山梨線  | 山梨市大字上神内川字桑塚三〇番の二地先から山梨市大字上神内川字一丁田一二二一番の二地先まで                             |

### 山梨県告示第百九十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、

軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十四年四月二十二日

山梨県総合県税事務所長

入 戸 野 昭 芳

|           |                       |             |
|-----------|-----------------------|-------------|
| 氏名又は名称    | 主たる事務所又は事業所の所在地       | 指定取消年月日     |
| 有限会社 穂坂実業 | 山梨県中巨摩郡竜王町西八幡三七一三番地一号 | 平成十四年三月三十一日 |

## 公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年四月二十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 中巨摩郡玉穂町乙黒字五反田八の一の一部、一〇の一の一部、三三の一、三四の一、三五の三の一部、三九の一部、四〇の一の一部及び四〇の二の一部
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域  |
|---------|---------|
| 道 路     | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び玉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 中巨摩郡玉穂町成島一千二百六十六番地 玉穂町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年四月二十二日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 山梨県知事 天 野 建

中巨摩郡昭和町押越字大窪一五八八の一及び二五八八の三  
 二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域  |
|---------|---------|
| 道       | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 甲府市大里町千四百十五番地一の二十五 海野治雄

正 誤

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|---|
|-----|---|---|---|---|

平成十四年三月二十九日山梨県人事委員会規則第八号(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則)

|   |   |   |       |             |
|---|---|---|-------|-------------|
| 八 | 上 | 六 | の項及び中 | の項(1)及び(5)中 |
| 同 | 同 | 七 | 同項中   | 同項(6)中      |
| 同 | 同 | 八 | 同項中   | 同項(8)中      |

平成十四年三月二十九日山梨県人事委員会規則第九号(公益法人等への山梨県職員  
 の派遣等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則)

|   |   |         |          |            |
|---|---|---------|----------|------------|
| 八 | 下 | 終わりから一〇 | 第十条に基づき  | 第十条の規定に基づき |
| 九 | 上 | 二       | 第二十六条中「に | 第二十六条中「に掲  |

平成十四年三月二十九日山梨県人事委員会規則第十一号(山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

|    |   |       |                   |                   |
|----|---|-------|-------------------|-------------------|
| 一三 | 上 | 一七、一九 | を「管理局次長<br>看護部長」に | を「管理局次長<br>看護部長」に |
|----|---|-------|-------------------|-------------------|

平成十四年三月二十九日山梨県人事委員会規則第十二号(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  |
| 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  | 同  |
| 一三 | 下  | 一六 | 一  | 二  | 二  | 二  | 二  | 二  | 二  |
| 三七 | 三五 | 三三 | 三〇 | 二七 | 二五 | 二三 | 二一 | 一九 | 一六 |

|                                |                |          |          |        |                        |                |          |          |        |                        |                |
|--------------------------------|----------------|----------|----------|--------|------------------------|----------------|----------|----------|--------|------------------------|----------------|
| 特殊教育<br>教諭、助教諭及び講<br>師(1)に掲げる者 | 特殊教育<br>寄宿舍指導員 | 大学院看護研究科 | 大学院看護研究科 | 特殊教育   | 教諭、助教諭及び講<br>師(1)に掲げる者 | 特殊教育<br>寄宿舍指導員 | 大学院看護研究科 | 大学院看護研究科 | 特殊教育   | 教諭、助教諭及び講<br>師(1)に掲げる者 | 特殊教育<br>寄宿舍指導員 |
| (2)(1)                         | (2)(1)         | (4)(3)   | (5)(4)   | (6)(5) | (1)(6)                 | (2)(1)         | (3)(1)   | (4)(3)   | (5)(4) | (6)(5)                 | (3)(1)         |